

あなたの力を府職労へ 加入・カンパにご協力を!

「府職の友」は組合費で作成しています。
組合未加入のみなさんにはカンパにご協力
をお願いします。

振込先 りそな銀行大手支店 普通0006688
大阪府関係職員労働組合

府職の友

FUSYOKU NO TOMO

2065号 2017年8月23日

発行所/大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人/有田 洋明 編集人/小松 康則
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

食べて飲んで いっぱい話して

こんな機会あれば
また参加したい



若い人が
集まると楽しい

いろんな職種の
人と交流できた

青年部2017定期大会 大盛況

8月18日(金)夜、府職労青年部は「2017定期大会」を開催しました。代議員定数20名に対し15名、傍聴者も含めて32名の青年が参加し、楽しく交流し、みんなで運動方針を決定し、常任委員6名と選挙管理委員1名を選出しました。

定期大会は塚元青年部長のあいさつでスタートし、続いて府職労本部の有田委員長、福田女性部長があいさつしました。その後、中森青年部書記長が「2018年度運動方針案」と

「青年部2018年度要求書案」を提案しました。運動方針案では、①初任給を高め、青年層の賃金の底上げや働きやすい職場づくり、②誰もが安心してくらす平和な世界をめざす、③楽しく学びつつ青年どうしの交流をすすめるという柱に沿った方針が提案されました。

要求書案では、初任給と青年層の賃上げ、相対評価と給与反映の中止など「賃金に関する要求」と業務量削減の要求も盛り込まれ、閉会時間近くになっても楽しい交流は尽きませんでした。

「青年部2018年度要求書案」を提案しました。運動方針案では、①初任給を高め、青年層の賃金の底上げや働きやすい職場づくり、②誰もが安心してくらす平和な世界をめざす、③楽しく学びつつ青年どうしの交流をすすめるという柱に沿った方針が提案されました。

参加者の意見と感想(抜粋)

- 賃上げを求めます。奨学金が残っているので切実です。
- 業務内容に見合った手当の制度化。
- 新卒で入庁された方の賃金を聞くと本当に少ないなと思います。もっと賃金上がり、続けて働きやすい職場になってほしいなと思いました。
- 賃金の底上げ。
- 新しい優秀な人材を引き込むためにも、給料を上げる、昇給の幅を上げる等の対応してほしい。
- 人を増やしてほしいです。
- 看護師の人数を増やしてほしい。勤務体制がハードで休日が少ない。
- 病院に就職したときは同期が約40人いましたが「給料の低さ」を理由に退職していったスタッフが多数います。スタッフが足りず、一人にかかる負担が大きくなっています。
- 給料が安いと感じています。一人暮らしするには少し厳しいです。
- 奨学金の返済が追いつかず、減額し返済年数が延びてつらい。
- 「ゆとり月間」に忙しい時期がかぶったことがあるので、業務量の把握は重要だと思います。
- 「ゆとり月間」(8月)は、業務が忙しい時期であり、残業せざるを得ない状況であるにもかかわらず、残業の申請ができていない。
- 看護師を増やしてほしいです。

- 強制的に振替(休暇)を取得させる風土を改善してほしい。
- 他部署の人とも話すことができ、とても有意義な時間でした。今後ともこのような機会を設けてほしいです。
- 普段交流していない若手の方々とは話す機会が持てて良かったです。
- 魚釣り大会、バトミントン大会をしてほしい。
- キャンプ、登山、はちけんやのSUPボード体験など。
- 初めての参加で緊張していましたが、いろんな職種の方と話ができて、とても楽しかったです。
- 他職場、多職種の方々と話す機会はとてもありがたいです。
- またこのような機会があればぜひ参加したいです。
- 一人でこういう場に来るのは初めてでしたが、みなさんととても優しく、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。他の職種の若い方々と話すことができ、職場とは違った雰囲気を楽しみました。
- スノーボードツアーや福利厚生や組合についての勉強会をしたいです。
- フットサル大会があれば参加したい。
- さまざまな職種の方と接することができて、楽しい時間を過ごすことができました。今後ともこういった形でみなさんとお話する機会があればうれしいです。

遊歩道

東京五輪×イン会場の新国立競技場の建設の現場監督の23歳の男性が過労自殺した事件で、元請けの大手ゼネコン大成建設が、現場で働く全ての人たちの滞在時間を把握できる仕組みをもっていたことが明らかになり、下請け労働者の長時間労働を黙認していた責任が問われている▼この23歳の男性は亡くなったと推定される3月2日までの1ヵ月に211時間56分の残業をしていたが、労使が取り決めた「三六協定」の月80時間に収まるよう過少申告が行われていた。労働者を守るための権利や法律、仕組みがまったく機能せず、過労自死へと追い込んだのだ▼府庁で行った「働き方実態調査」でも職員の約4割が時間外勤務手当を全て申請していない実態が明らかになった。「短時間だから」という理由も多いが、こうした積み重ねが労働者を守る仕組みを破壊しているのかもしれない▼府庁では8月が「ゆとり月間」とされているが、職場によっては8月が繁忙期となる職場もある。これは「ゆとり月間」が「時間外勤務手当を申請しづらい」状況をつくっているという話も聞く。労働者たちのための制度が労働者を苦しめては本末転倒だ(コ)